

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表第一項番37の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ol style="list-style-type: none">児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">児童扶養手当システム住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表56の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">実施する実施しない未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ＜情報照会＞:同表81の項 ＜情報提供＞:同表17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て家庭福祉課
②所属長の役職名	子育て家庭福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども未来部 子育て家庭福祉課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部 子育て家庭福祉課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5031
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>住民基本台帳ネットワークシステム等で照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。</p> <p>また、児童扶養手当事務では、下記の局面で手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	パスワードと静脈認証による二要素認証の導入により、児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員を限定している。また、人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1 関連情報 6 評価実施機関における担当	課長 酒井 崇	課長 島田 みち代	事後	重要な変更には当たらない。 所属長変更
平成31年1月18日	1 関連情報 6 評価実施機関における担当	課長 島田 みち代	子育て支援課長	事後	重要な変更には当たらない。 記載方法変更。
平成31年1月18日	IV リスク対策		IV 1～9 全項目追加		重要な変更。
平成31年1月18日	II しいき値判断項目1 対象人数、2 取扱者数	平成27年9月30日現在	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。
令和3年9月1日	1 関連情報 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和4年10月12日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来部 子育て支援課	こども未来部 子育て家庭福祉課	事後	重要な変更には当たらない。 所属名称変更
令和4年10月12日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子育て支援課長	子育て家庭福祉課長	事後	重要な変更には当たらない。 所属名称変更
令和4年10月12日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 庶務課 情報管理室	総務部 総務課 文書情報管理室	事後	重要な変更には当たらない。 所属名称変更
令和4年10月12日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関す	こども未来部 子育て支援課	こども未来部 子育て家庭福祉課	事後	重要な変更には当たらない。 所属名称変更。
令和8年2月16日	1 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		・児童扶養手当システム ・住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバ	事前	
令和8年2月16日	1 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番37 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	番号法第9条第1項、別表56の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事前	
令和8年2月16日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <情報照会>: 項番57 <情報提供>: 項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 <情報照会>: 同表81の項 <情報提供>: 同表17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項	事前	
令和8年2月16日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 文書情報管理室	こども未来部 子育て家庭福祉課	事前	
令和8年2月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年1月1日時点	令和8年1月31日時点	事前	
令和8年2月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年1月1日時点	令和8年1月31日時点	事前	
令和8年2月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスを生じさせるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和8年2月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		住民基本台帳ネットワークシステム等で行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。 また、児童扶養手当事務では、下記の局面で手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	
令和8年2月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和8年2月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事前	
令和8年2月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		パスワードと静脈認証による二要素認証の導入により、児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員を限定している。また、人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	